

当金庫が目指す地域密着型金融の方向について

地域経済の活性化や健全な発展のためには、地域の中小企業等が事業拡大や経営改善等を通じて経済活動を活性化していくとともに、当金庫を含めた地域の関係者が連携・協力し、中小企業等の経営努力を積極的に支援していくことが重要です。その中で当金庫は天草に唯一本店を置く協同組織の金融機関として、資金供給者の役割のみにとどまらず、中小企業等への経営支援や地域活性化のため積極的に取組まなければならないと考えています。

当金庫は中小企業等の会員やお取引先のご期待やニーズ等を真摯に受け止め、自らの規模や特性を踏まえて自主性・創造性を発揮しつつ、中長期的な視点に立って継続的に推進していくことが当金庫の経営基盤の維持・拡大、収益の確保、財務の健全性向上につながると確信し、次の取組みを実践してまいります。

■ 会員はじめお取引先に対するコンサルティング機能の発揮

当金庫におけるコンサルティング機能発揮とは次のような取組みになります。

1. 日常的・継続的な関係強化及び経営の目標や課題の把握・分析並びにライフステージ等の見極め
2. 会員はじめお取引先による経営の目標や課題の認識・主体的な取組みの促進
3. 会員はじめお取引先の立場にたった適時適切な問題解決方法等のご提案
4. 会員はじめお取引先の経営改善・再建計画の合理性や実現可能性、さらには問題解決策の確認等の策定支援
5. 貸付条件変更等があったお取引先を含め適時適切な新規のご融資
6. 「経営者保証に関するガイドライン」に基づく適切な取組み
7. 事業再生支援に関する主体的・継続的な関与
8. 会員はじめお取引先との協働による問題解決方法の実行及び進捗状況の管理

■ 地域の面的再生への積極的な参画

会員はじめお取引先や関係機関との日常的・継続的な接触から得られる様々な地域情報を収集・蓄積しつつ、地域経済の課題や発展の可能性等を把握・分析し、そのうえで、地方公共団体、中小企業関係団体等の関係機関と連携・協力しながら、地域の面的再生に向けて積極的な役割を果たしてまいります。

また、天草の経済活性化と同時に会員はじめお取引先の事業拡大や経営改善も図ってまいります。

■ 地域や会員はじめお取引先に対する積極的な情報発信

当金庫は、地域密着型金融の取組みに関して、目標やその成果を地域や会員はじめお取引先へ積極的に情報を発信しています。

当金庫といたしましては、お客様へのご融資利率を単なる高低で計るのではなく、地域密着型金融を積極的に推進している当金庫との信頼関係の強化を通じて、コンサルティング機能や長期的・安定的な資金供給、金融仲介機能の提供に期待していただけること、更に、面的な再生へも積極的に参画し、自らの経営基盤である天草の経済活性化や産業振興等に対して責任ある立場・取組みを継続していくという意思を表明することにより、地域や会員はじめお取引先の信頼や信用、ご支持を高めていきたいと考えております。



地域の事業者を支援するため、各種研修会を開催し支援力・提案力の向上に努めております

経営者保証に関する取組方針及び「経営者保証ガイドライン」への取組状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を以下のとおり策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

○ 経営者保証に関する取組方針

経営者保証に関する取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着していくために、以下のとおり取り組みます。

- ・お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法(一定の金利の上乗せ等)を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえうえて検討いたします。
- ・上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ・経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
- ・お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ・事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。
また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
- ・お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

以上

○ 「経営者保証ガイドライン」への取組状況

| 項目 | 令和4年度 |
|---|--------|
| 新規に無保証で融資した件数 | 144件 |
| 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合 | 16.36% |
| 保証契約を解除した件数 | 0件 |
| 経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り) | 0件 |

■ 「経営者保証に関するガイドライン」とは

中小企業の経営者による個人保証には、資金調達の円滑化に寄与する面がある一方、経営者による思い切った事業展開や、保証後において経営が窮境に陥った場合における早期の事業再生を阻害する要因となっている等、中小企業の活力を阻害する面もあり、個人保証の契約時および保証債務の整理時等において様々な課題が存在しております。

「経営者保証に関するガイドライン」は、それらの課題に対する解決策の方向性を取りまとめたものです。